

## 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）について御意見をお寄せください

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正したところです。

このたび、「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」について、令和7年4月に施行する「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）」を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見募集の期間

令和5年12月11日（月）～令和6年1月15日（月）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）にお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎21階）
  - (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
  - (3) 各生活環境事業所
  - (4) 情報プラザ（川崎市役所本庁舎 復元棟 2階）
- ※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール  
川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室あて（川崎市役所本庁舎21階）
- (3) ファクシミリ  
FAX 番号 044-200-3921（環境局脱炭素戦略推進室）

#### 《留意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容及び傾向を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報保護法に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

### 4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、令和6年2月以降にホームページで公表します。

### 5 問い合わせ先

環境局脱炭素戦略推進室  
電話 044-200-2088 / FAX 044-200-3921

## 意見書

題名	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方(案)について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	令和 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

### 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方(案)に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容及び傾向を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

部署名	川崎市環境局脱炭素戦略推進室		
電話番号	044 - 200 - 2088	FAX番号	044 - 200 - 3921
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		